

(続紙 1)

京都大学	博士(理学)	氏名	我妻 佳祐
論文題目	保険契約者の財産的持分およびそれに関わる諸問題		
(論文内容の要旨)			
<p>この論文における研究は、保険契約者の財産的持分とそれに関わる問題に関するものである。特に、従来は保険会社の内部留保として蓄積されていた資本を、アセット・シェアを基本として数理的な考察を行い、適切な形で保険契約者に還元すべき方策を提言している。以下その内容について具体的に述べていく。</p> <p>保険契約においては、契約により発生するキャッシュ・フローに基づく経済的価値を想定することができるが、現状の保険会社経営および監督当局である金融庁による保険監督においては、専ら将来に向けてのリスク管理が重要な問題として捉えられており、保険契約者の財産的持分についての検討が必ずしも十分ではないと思われる。実際、保険契約者の財産的持分が問題となる局面としては、契約の終了時、相互会社の株式会社化(組織変更)時および保険会社の解散時などが挙げられるが、この論文では主に契約の終了時および組織変更時について検討している。契約の終了時に保険契約者に払い戻される金額としては解約返戻金および(保険法上の)保険料積立金があるが、どちらも将来法を用いて算出される金額であり、財産的持分を表すものとしては適切であるとはいえない。また、消費者契約法の観点からは、過去の法的に算出されたアセット・シェアに相当するものを保険契約者の財産的持分とすることが親和的であると考えられ、この観点から保険契約者の財産的持分を再規定することが求められる可能性がある。</p> <p>この論文では、こうした保険契約者の財産的持分としてアセット・シェアを基本とする立場に立ち、次のような制度設計が求められるべきであることを主張している。(1) 個々の契約に対しての精緻なアセット・シェア管理を行い、配当方式としてアセット・シェア方式を導入する。(2) 死亡や解約・失効時などの保険契約消滅時に契約消滅時配当を支払う。(3) 保険会社の内部留保を保険契約者に帰属するものと保険会社に帰属するものとに区別する。(4) 保険契約者をはじめとする第三者に対するこれらの適切な開示を通じ、制度の質的向上や適切な競争環境の充実を図る。</p> <p>この他に、保険契約者の財産的持分としてアセット・シェアを基本とする立場から次のようなことが問題となることを指摘している。(1) 低(無)解約返戻金型商品に関する問題、(2) 早期解約控除制度の在り方、(3) 組織変更時における現行の寄与分基準の不備、(4) 相互会社の基金制度の現代化。</p> <p>以上が本論文の主要結果である。</p>			

(論文審査の結果の要旨)

この論文は、生命保険の相互会社における保険契約者の財産的持分についての考察を行っている。

我が国の生命保険会社においては、発生した剰余を契約者配当として分配する有配当保険が多く販売されている。そこでは伝統的に三利源配当方式が広く採用されているが、保険会社は経営健全性を確保するために、実績よりも低めに見積もられた配当率を利用し、意識的に内部留保への貢献分が分離され蓄積されているという現状がある。保険会社の健全性を確保することは、契約者自身にとってもメリットではあるが、保険契約が終了したのちも会社の健全性に貢献することの積極的な理由は失われている。こうした観点は従来注目されることはなかったが、この論文では保険会社に蓄積された内部留保が帰属する主体が何であるかを考察し、その一部については保険契約者の財産的持ち分を認めることの必要性を述べている。そのために、アセット・シェアの概念を数理的に定式化し、これに基づいて議論を進めている。特に Cody によって提唱された一般配当公式を、現代的な視点も取り入れて修正し、より整理された形での表示を与えている。これにより、内部留保をエンティティ・キャピタルトリボリング・ファンドへ分離し、それぞれの内訳を明確なものとした。こうした区別を厳密にすることにより、分配可能剰余の配分を明示することも可能であることを示している。実際に具体的な設定で、保険契約者に財産的持ち分を明示的に通知することの例も与えている。これらは数理的な考察に裏打ちされたもので、説得力の強いものとなっている。

この論文は従来看過されてきた生命保険会社の内部留保の問題点を明らかにし、その対応を提言していることで価値の高いものである。またコンシューマリズムの進展の中で、保険契約者保護の立場からも、非常に重要な提言を行っているといえる。

よって、本論文は博士(理学)の学位論文として価値あるものと認める。また、論文内容とそれに関連した事項について平成26年1月22日に試問を行った結果、合格と認めた。